

答 申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が、請求人に対し、令和2年12月3日付けの生活保護費返還金決定通知書(以下「本件処分通知書」という。)で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から本件処分が違法又は不当であると主張する。

なぜ今になっての請求なのか。仕事ができないため返済不能。なぜこの期間だけなのか。そもそも生活保護の申請は2009年1月に生活保護福祉担当に行っているのに、認可が下りず決定までに一年以上かかっており、その間に病状が悪化し視力を失う障害を負うようになったので生活保護をようやく受給できるようになった。障害年金を受け取れないのなら年金は払ってきた意味はないのでは。年金がちゃんと受け取れないのであれば生活保護費を受給するまでに負った障害について傷害罪として訴えを起こしたい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3年 9月 10日	諮問
令和 3年 11月 5日	審議（第61回第2部会）
令和 3年 12月 17日	審議（第62回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 収入の認定

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険

その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アによれば、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

ウ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の間13-2・答によれば、収入の増加が事後になって明らかになり、扶助費の額を遡及的に保護変更処分により減額変更する必要がある場合でも、行政処分の安定性の要請等から、遡及変更の限度は3か月程度と考えられるべきであるとされている。

したがって、年金収入が事後的に明らかになった場合、収入認定を行って保護変更処分を行えるのは、発見月の前々月までを限度とすべきであることとなる。

(3) 費用返還義務についての法令等の定め

ア 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額返還対象とすることによって当該被保護世帯

の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし（以下、この取扱いを「自立更生免除」という。）、上記の「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の用途は自立更生の範囲には含まれない。(ア)～(エ)（略）」等を挙げている。

- (5) 次官通知、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

- (1) 処分庁は、平成 22 年 5 月 17 日、請求人について本件保護開始をしたところ、その後、平成 30 年 3 月 15 日の日本年金機構の回答により、請求人は、平成 22 年 8 月 13 日から平成 30 年 2 月までの間、およそ 1,200 万円にも上る障害年金を受給していたことが明らかになり、請求人はこの間、職員による再三にわたる収入申告の求めがあつたにもかかわらず、これを申告していなかったことが認められる。

このため、処分庁は、令和 2 年 10 月 27 日、請求人が意図的に申告を怠り、保護費を過大に受給したものとして、消滅時効による保護費の返還請求権消滅期間を除いた平成 27 年 11 月から、上記日本年金機構の回答により、請求人が障害年金を受給していたことが判明した平成 30 年 2 月までの期間について、法 78 条 1 項を適用し、徴収の対象である 3,201,808 円に、同額の 100 分の 40 の割合による加算額 1,280,720 円を付加した合計 4,482,528 円を徴収する旨の決定を行い、請求人に通知したことが認められる。

- (2) ところで、障害年金のうち、本件年金情報照会により支給の事実が確認できた平成 30 年 3 月から令和 2 年 6 月までの支給分については、請求人が受給していながら、収入認定が行われることがな

いままに経過していたものと認められるから、当該各支給額について、それぞれの支払月の当初には、法63条の規定にいう請求人の資力として発生していたものといえることができる。また、当該資力の合計金額は、別紙の表（「返還金額算定表」）のとおり、同表の「当月中に発生した資力」欄の各金額を合算した2,589,491円であることが認められる。

そして、これら各資力の発生以後に、請求人に対する保護の実施を行うに当たって〇〇区において支弁した月ごとの費用（請求人に給付した最低生活費のほか、医療扶助として給付した費用も含む。）は、別紙の表の「支給済み保護費」欄の各金額のとおりであり、これによれば、少なくとも上記請求人の資力の合計額を上回る金額の費用を要したことが明らかである。

そうすると、請求人が「資力があるにもかかわらず」受けた保護に要した費用は、上記資力の合計額を上限とする2,589,491円に相当する金額であるといえることができ、また、請求人の令和2年3月以降の収入については、処分庁が把握し、障害年金の受領金額を調査していたものと認めることができる。

- (3) なお、法63条の規定に基づく費用返還の取扱いについて、課長通知は、1・(4)のとおり、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」としているが、同時に自立更生免除として、①から⑥までの自立更生控除を認めることができる場合について例示している（例えば、④「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」）。

そして、処分庁は、請求人の自立更生免除の該当性について、ケース診断会議において検討を行い、自立更生免除には該当しないと判断していることが認められ（不正受給に引き続いて発生した旨。）、この判断に、不合理な点は認められない。

- (4) 以上によれば、平成30年3月から請求人が障害年金及び給付金

の受給状況を確認することができた令和2年6月までの期間について、処分庁が、請求人には保護費の不正受給の意図はないものとして、法78条1項の規定によらず、法63条の規定を適用し、この期間において支弁した保護に要した費用のうち、2,589,491円に相当する金額を返還額とする旨の決定（本件処分）を行ったことに、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張の検討

請求人は、上記第3のとおり主張し、本件処分が違法又は不当であると主張する。

しかし、上記2で述べたとおり、処分庁の処理は、いずれも上記1の法令等の定めに従って適切になされたものであって、違算等の事実も認められない。

よって、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙（略）